

## 第 70 回財務省 NGO 定期協議質問書

### 議題 2 : 「Education Cannot Wait (教育を後回しにはできない) 基金」への拠出について

議題提案者 : 教育協力 NGO ネットワーク (JNNE) / (公社) セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、大野容子

前回の協議会において、G20 財務トラックにおける人的資本の議論に関し、教育へのファイナンスについては財務トラックでの議論が難しい旨お伺いしました。しかしながら、貴省より教育の重要性は認識しており国際的な議論の展開について把握する必要があるとのコメントを頂戴しました。国際保健についても数年にわたり議論の積み上げがなされてきて今日の日本政府のリーダーシップに到達なさったように、人的資本投資のもう一つのコアである教育について、引き続き議論・対話・情報交換をさせていただければと思っております。つきましては、本日は緊急下の教育に関しまして、状況のシェア及び日本政府に対する資金拠出のお願いにつきまして議題を提出させていただきます。

#### 1. 緊急下における教育

現在、世界の子どもの約 5 分の 1 にあたる 4 億 2,000 万人の子どもたちが紛争地域に住んでいます<sup>1</sup>。この数は過去と比較しても非常に多く、冷戦の終結以降、紛争地域に住む子どもの数は約 2 倍にも達しています。紛争は複雑になり、長期化する傾向にあり、また、都市における戦闘も多いことから、子どもたちの生活圏での戦闘や公共サービスの破壊などにより、甚大な被害が出ています。その中でも学校は軍事利用の対象、攻撃の対象となりやすく、シリアでは 3 校に 1 校が破壊され、イエメンでは 5 校に 1 校が閉鎖を余儀なくされています。

紛争、そして災害といった緊急下で暮らす子どもたちにとって、食料・水といった人道支援は非常に重要ですが、権利や保護の観点から教育が重要であるということも見過ごしてはなりません。緊急下であっても教育を継続することで、紛争による影響を最小限に食い止め、将来への希望を継続することができ、自ら武装勢力に参加したりするリスクを減らすことができます。なにより子どもたち自身が、教育を受けたいと願っています。紛争等の影響を受けた子どもたちに実施した調査<sup>2</sup>では、99%の子どもが、食料やシェルターと比較しても教育が最優先事項だと答えています。にもかかわらず、世界の人道支援の予算の中から教育に割り当てられるのはわずか 2.1%であり<sup>3</sup>、少なく

<sup>1</sup> 以下このパラグラフ内の数値の出典は、オスロ平和研究所 (The Peace Research Institute Oslo : PRIO) の調査をもとにセーブ・ザ・チルドレンが作成した報告書『子どもに対する戦争を止める : 21 世紀の紛争下で子どもたちを守る (STOP THE WAR ON CHILDREN - PROTECTING CHILDREN IN 21st CENTURY CONFLICT)』。2019 年 2 月 15 日~17 日にかけて開催されるミュンヘン安全保障会議にあわせて発表。

<sup>2</sup> セーブ・ザ・チルドレンがノルウェー難民協会と合同で、2013 年にコンゴとエチオピアで 17 の異なる緊急下にある 9,000 人の子どもを対象に実施。

<sup>3</sup> Global Education Monitoring Report 2019

とも 4% という目標値をはるかに下回っているのが現状です<sup>4</sup>。

## 2. Education Cannot Wait (教育を後回しにはできない/ECW) 基金への拠出を

上記の状況を受け、緊急事態や長期化する危機下で影響をうけている子どもや若者へ教育の機会を提供するため、2016年にトルコ・イスタンブールにて開催された「世界人道サミット」にて正式に設立された基金が、ECW 基金<sup>5</sup>が設立されました。現在までの実績は以下の通りです。

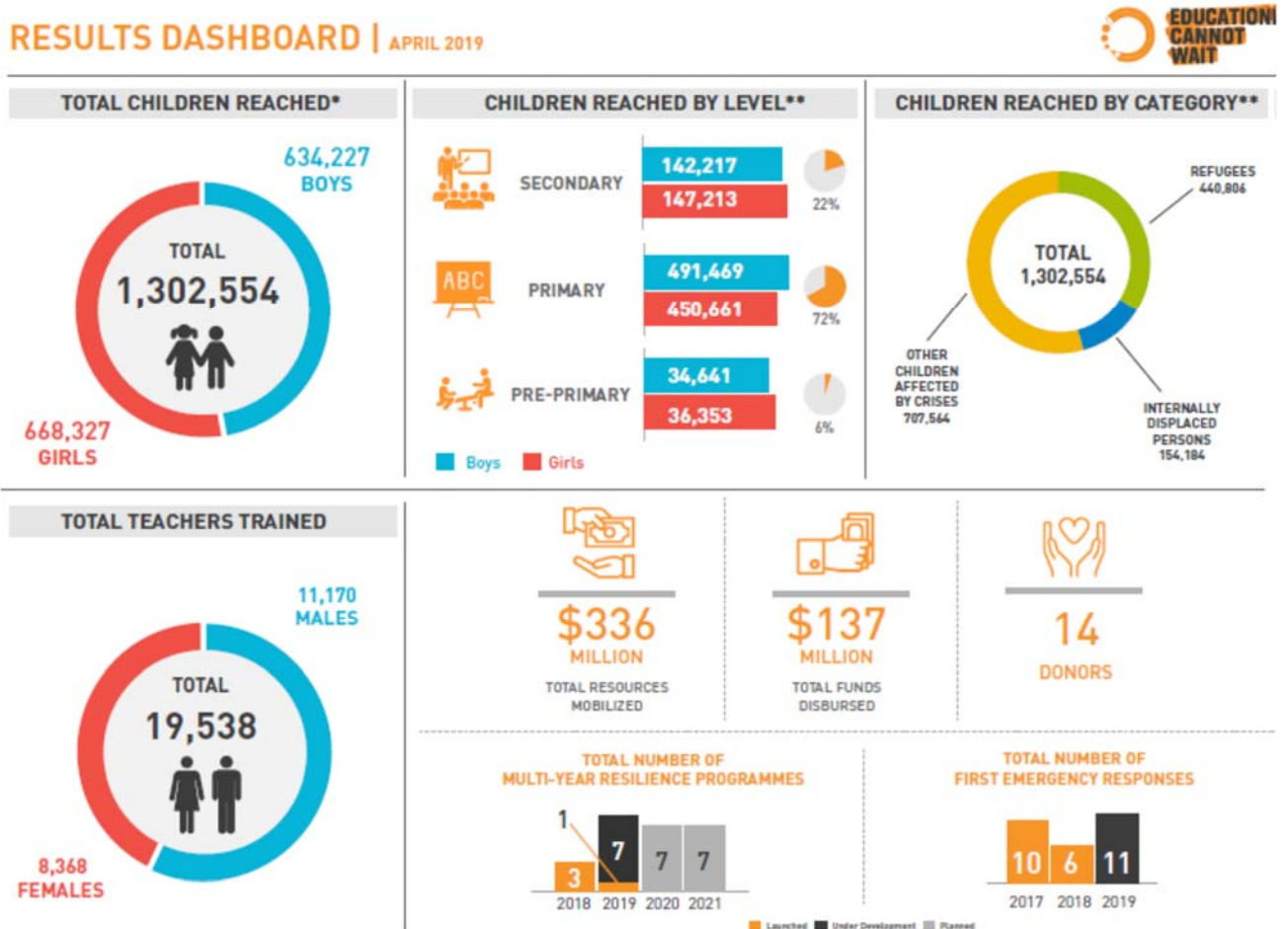


図 1 : ECW 概要

同基金への拠出状況は以下の通りになっております。教育ファイナンス全体の課題として、グローバルなリーダーシップの欠如や権利ベース・衡平性を担保した資金配分になっていないこと等がありつつも、喫緊の課題として緊急下であってもとぎれることなく教育を受ける権利を保障することが求められており、それに対応する唯一の国際的な基金として ECW が存在しています。同基金は 9 月の国連総会/SDGs 首脳級会合において増資のための会合を予定しています。

<sup>4</sup> 2014 年国連事務総長による Global Education First Initiative において掲げられた目標

<sup>5</sup> <http://www.educationcannotwait.org/>

ECW 基金への拠出は、2015 年の SDGs を採択した国連総会において日本政府が発表した教育協力政策「平和と成長のための学びの戦略」<sup>6</sup>の重点的な取り組みの一つである「紛争影響国や貧困国・地域の子ども、障害者など様々な要因により質の高い教育へのアクセスから疎外されている人々に対応した支援」に合致しています。また ECW 基金が支援する被災児童の心理社会的ケアや子どもに優しい空間の設置、仮設教室の建設、難民や被災者を対象とした教員研修といった緊急期の教育事業は、緊急期後の復興・開発期における教育行政機関の能力強化、教育政策の改善といった日本政府・JICA による教育協力の強みとの連結性ならびに相互補完性があります。

つきましては、G7 各国をはじめとしたドナー国が拠出する中、日本政府としてもぜひ新規ドナーとして ECW への拠出をご検討くださるよう、お願い申し上げます。

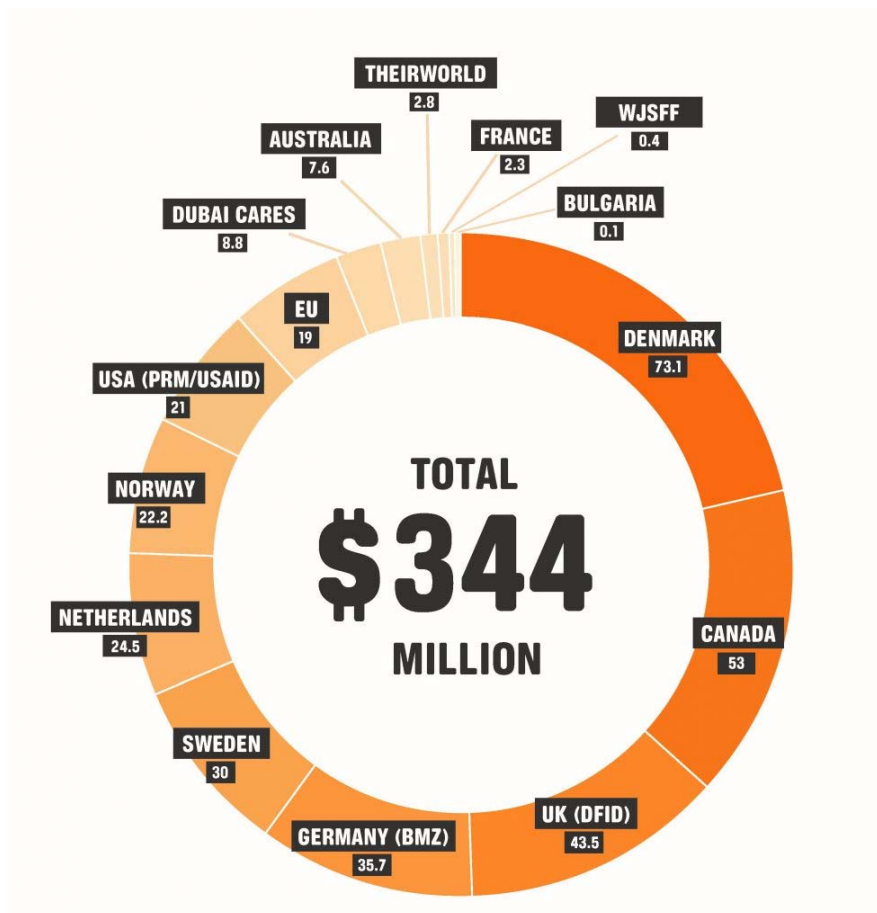


図 2 : ECW ドナー

<sup>6</sup> [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiako/oda/bunya/education/pdfs/lspg\\_ful\\_jp.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiako/oda/bunya/education/pdfs/lspg_ful_jp.pdf)

### 議題3:パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定(エネルギーインフラ国際展開関連)及びOECDの石炭火力発電セクター了解の改訂について

提案者:「環境・持続社会」研究センター(JACSES)、田辺有輝

#### 背景(パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定について)

現在、政府ではパリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略が策定中である。質問書作成時点の(案)では、「(3)CO2排出削減に貢献するエネルギーインフラの国際展開」において、「海外におけるエネルギーインフラ輸出を、パリ協定の長期目標と整合的に世界のCO2削減に貢献するために推進していく」と述べられている。

質問1:JBIC及びJICAのエネルギーインフラ案件において、「パリ協定の長期目標との整合的」をどのように確認するのか?

質問2:石炭火力発電事業については引き続きJBIC及びJICA支援の対象に含まれるのか?今後も支援対象に含まれる場合は、石炭火力発電所の新規建設がパリ協定の長期目標と整合的であるとする根拠を伺いたい。

質問3:エネルギーインフラ輸出支援におけるパリ協定の長期目標との整合性を把握するためには、投融資先事業の排出量への貢献度を定量的に把握し、その排出貢献度を段階的に削減することが必要である。したがって、JBIC及びJICAは気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)への賛同表明を行い、TCFD勧告に基づいて、ポートフォリオの排出貢献度等を含めた気候関連の情報開示を進めるべきではないか?財務省の見解を伺いたい(なお、NEXIは5月28日付けでTCFD賛同を表明)。

#### 背景(OECDの石炭火力発電セクター了解の改訂について)

2015年に策定したOECD輸出信用アレンジメントの石炭火力発電セクター了解では、2021年1月1日から開始される第2期における規定強化を目的として、少なくとも2019年6月30日までにレビューを行わなければならないと規定されている。

質問4:OECD輸出信用部会やアレンジメント参加国間では当セクター了解改訂のための何らかの交渉・議論が行われているか?また今後行われる予定はあるか?OECD事務局では改訂に向けた何らかのレビュー作業を行っているか?

質問5:セクター了解改訂に関する日本政府のスタンスを教えてください。

質問6:2012年には中国等の非OECD諸国も参加して輸出信用に関する国際作業部会(IWG)が設置され、新たなルール作りの議論を行っているとのことだが、議論の進捗及び日本政府のスタンスを教えてください。

#### 議題 4：国際協力銀行（JBIC）支援案件に係る関係者による不正行為と JBIC による対応および公的融資の貸付実行等について

提案者：国際環境 NGO FoE Japan 波多江秀枝／気候ネットワーク 鈴木康子

（背景）

インドネシア・西ジャワ州におけるチレボン石炭火力発電事業・拡張計画（2号機 1,000 MW の建設）については、すでに稼働中の 1号機（660 MW）により、小規模な漁業など住民の生計手段に甚大な被害が及ぼされてきたことから、これ以上の被害を食い止めたいと小漁民らが強い反対の声をあげてきた。2017年5月には、住民が国際協力銀行（JBIC）に対して異議申立書も提出している。また、同計画では違法性も指摘され続けてきた。2号機建設に対する環境許認可が西ジャワ州政府により不当に発行されたと行政裁判所に提訴した住民側が、2017年4月にバンドン地裁で勝訴し、一度、同許認可の取消命令も同地裁により出された。しかし、その後、住民らが知らぬ間に新しい許認可が発行されたため、住民・NGO側は新たな行政訴訟を起こし、その違法性を訴えている。（注：同訴訟は2018年11月に最高裁が原告の訴えを棄却。現在、住民・NGO側は2019年5月10日に行なった「国家空間計画に関する2017年政令第13号第114A項」に係る司法審査請求を含め、再審請求に向けて準備中である<sup>7)</sup>。

一方、JBICは、上述の住民勝訴の判決が出た翌日に貸付契約を締結（約7億3,100万ドル限度）し、2017年11月14日以降、民間金融機関並びに韓国輸出入銀行との協調融資で、丸紅株式会社および株式会社 JERA 等が出資するインドネシア法人 PT. Cirebon Energi Prasarana (CEPR) に対する貸付を実行中である<sup>8)</sup>。現場では、CEPRが発注した EPC（設計・調達・建設）契約の下、韓国企業である現代建設および三菱日立パワーシステムズ株式会社（MHPS）、株式会社東芝のコンソーシアムが、建設作業を継続している<sup>9)</sup>。

上述のとおり、さまざまな問題が山積している同計画について、今般、不正行為があった可能性も指摘され始めている。現代建設が前チレボン県知事に対して多額の不正資金を提供したとの複数の報道が、本年4月からインドネシアおよび韓国においてなされている件である<sup>10)</sup>。前県知事は複数の贈収賄の容疑で昨年10月に逮捕されており、本年2月からバンドン汚職裁判所で公判が開かれていた。報道によれば、4月10日の公判で、前県知事が同計画に関連して、現代建設から65億ルピア（約5,200万円）を受け取ったことを証言し、また、そうした資金提供への CEPR の関与を示唆する証言も行なったとのことである。（注：前県知事に対しては、本年5月22日、別の贈収賄事件において、5年の実刑判決が言い渡された。）

JBIC の支援案件に係る関係者による不正行為は、タイの発電事業においても直近で報告がなされている。本年3月、MHPS の元執行役員など幹部3名が、タイ運輸省港湾局の支局長に賄賂を提供した贈賄事件で、東京地裁から有罪判決を受けた<sup>11)</sup>ケースである。同事業は、2013年12月11日に JBIC が三菱商事株式会社および東京電力株式会社が間接出資するタイ法人 Khanom Electricity Generating Company Limited (KEGCO) との間で貸付契約を締結した（約1億8,700万ドル限度）カノム4・ガス焚複合火力

<sup>7</sup> <http://www.foejapan.org/aid/jbic02/cirebon/190510.html>

<sup>8</sup> <https://www.jbic.go.jp/ja/information/press/press-2017/1114-58532.html>

<sup>9</sup> <https://www.mhps.com/jp/news/20171116.html>

<sup>10</sup> <https://www.radarbandung.id/metroplis/2019/04/11/sunjaya-mewek-di-persidangan/> ;

[http://www.koreatimes.co.kr/www/tech/2019/05/693\\_268175.html](http://www.koreatimes.co.kr/www/tech/2019/05/693_268175.html)

<sup>11</sup> <https://www.sankei.com/affairs/news/190301/afr1903010027-n1.html>



発電事業<sup>12</sup>であり、MHPS は建設工事を請け負っていたと理解している<sup>13</sup>。

贈収賄等の不正行為はあってはならないことであり、JBIC も輸出金融については、2006 年 12 月に OECD 理事会にて採択された「公的輸出信用と贈賄に関する OECD 理事会勧告」に基づき、「贈賄防止への取り組み」として、輸出企業の誓約の取得、厳格なデューデリジェンスの実施、また、融資契約等の対象となる契約に関して贈賄行為が行われた疑いがあるとして起訴された場合、貸出停止、融資未実行残高の取り消しなど適切な措置を講じる旨をホームページで紹介している<sup>14</sup>。一方、JBIC による投資金融など他の金融形態については、贈賄防止への取り組みや対応を特に明示化したものは見当たらない。

(質問)

1. 日本の公的輸出信用機関である JBIC の支援案件において、贈収賄等の不正行為が認められる場合、それが輸出金融であろうと投資金融など他の金融形態であろうと、日本の公的支援事業に対する国民および国際社会の信頼を失うリスクがあると考えます。

政府開発援助 (ODA) の実施機関である国際協力機構 (JICA) は、独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程 (平成 20 年規程 (調) 第 42 号)<sup>15</sup>および独立行政法人国際協力機構が実施する資金協力事業において不正行為等に関与した者に対する措置規程 (平成 20 年規程 (調) 第 43 号)<sup>16</sup>で、ODA 事業において不正行為が発生した場合には、当該 ODA 事業に関わる企業や団体等 (下請企業を含む。) および相手国の政府・実施機関に対して、不正行為に関与した者の契約の ODA 資金の対象からの排除などを含む措置をとることを定めている。また、当該措置が適用されると、不正行為に関与した者が入札から排除されるのみならず、当該 ODA 事業自体が中断したり、受益国に対して対象となる資金の返還が求められたりするなど、当該 ODA 事業の実施そのものが困難となりうる。

JBIC も公的金融機関であることに鑑みて、JBIC の支援案件が適正に実施され、国民や国際社会に対する説明責任が果たされるよう、借入人とどまらず、EPC 契約者や下請業者を含む JBIC の支援案件に係る関係者に法令遵守 (コンプライアンス) の徹底を求めていくべきではないか。また、ODA 事業と同等あるいは類似の措置がとられるべきであると考えますが、上述の 2 案件における JBIC の対処方針、および、今後の JBIC 支援案件における不正行為防止に向けた JBIC の対処方針の在り方について、財務省のご見解を伺いたい。

2. JBIC は公的金融機関として、当該支援案件において贈収賄等の不正行為があったか否かとその理由、および、当該支援案件に対する JBIC による貸付実行の可否とその理由について、国民に対する説明責任を果たすべきと考えますが、財務省のご見解を伺いたい。また、不正行為があったか否かの判断にあたっては、借入人や EPC 契約者、下請業者など当該支援案件に係る関係者からのみではなく、第三者への聞き取り調査や事実確認が重要であると考えます。たとえば、チレボン拡張計画にあたっては、CEPR や現代建設からの情報のみに依存するのではなく、インドネシア汚職撲滅委員会への聞き取りや当該裁判に係る関係書類の入手なども JBIC として行なうべきと考えますが、財務省はどのようにお考えか。

<sup>12</sup> <https://www.jbic.go.jp/ja/information/press/press-2013/1211-16109.html>

<sup>13</sup> <https://www.mhps.com/jp/news/20180720.html>

<sup>14</sup> <https://www.jbic.go.jp/ja/support-menu/export/prevention.html>

<sup>15</sup> [https://www.jica.go.jp/about/corp\\_gov/ku57pq00001z19wv-att/measures\\_42.pdf](https://www.jica.go.jp/about/corp_gov/ku57pq00001z19wv-att/measures_42.pdf)

<sup>16</sup> [https://www.jica.go.jp/about/corp\\_gov/ku57pq00001z19wv-att/measures\\_43.pdf](https://www.jica.go.jp/about/corp_gov/ku57pq00001z19wv-att/measures_43.pdf)

3. チレボン拡張計画においては、現地の報道によれば、前県知事が現代建設から65億ルピア（約5,200万円）を受領した件について、今後もインドネシア汚職撲滅委員会による調査が行なわれる見込みである<sup>17</sup>。贈収賄等の不正行為があった可能性のある事業に対して、JBICが貸付実行を継続することは、日本の公的支援事業に対する国民および国際社会の信頼を失うリスクを伴うと考えるが、財務省のご見解を伺いたい。

### 議題5：ベトナム・バンフォン第1石炭火力発電事業に対する国際協力銀行の融資決定と環境社会配慮ガイドライン違反について

提案者：メコン・ウォッチ 遠藤諭子、FoE Japan 深草亜悠美

#### <背景>

ベトナム・バンフォン第1石炭火力発電事業は、住友商事株式会社が出資するVan Phong Power Company Limitedによる事業である。今年4月19日に国際協力銀行（JBIC）が融資を決定【1】、また、日本貿易保険（NEXI）による民間融資部分への付保が決定している【2】。しかし、この案件は、660メガワット（MW）の「超臨界圧」の石炭火力発電を2基建設するものであるため、OECDの公的輸出信用アレンジメント（以下、OECDアレンジメント）に違反していると考えられる。

また、融資決定前から、事業が現地の大気汚染を悪化させること、地元住民らが適切なコンサルテーションを受けていないこと、さらには事業予定地にはまだ移転を拒み居住している住民がおり、裁判係争中であることなど、問題点が国内外のNGOらから、JBIC・NEXI・財務省等に対し指摘されてきた【3】。報道でも、補償額の不合意などから住民移転が進んでいないことが報じられてきた【4】。そのような中、JBICが「住民移転計画」を入手せずに環境レビューを済ませ、融資決定していたことが、5月14日のJBICとNGOとの面談において明らかになった。これは明確な「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン（以下、ガイドライン）」違反であり、NGO（FoE Japan、メコン・ウォッチ、「環境・持続社会」研究センター（JACSES）、気候ネットワーク）はJBIC宛に意見書を出し指摘している【5】。

#### <質問>

1. OECDアレンジメントでは、500MW超の石炭火力発電所について、超々臨界圧のみが公的支援の対象となっている。JBICは本件が2017年1月以前に立案され、環境社会影響評価（ESIA）も承認されていることから、「OECDアレンジメントの「移行期間処置」に該当し、公的支援が許可されているものと判断される」としている。しかし、最初のESIAが2011年に完成されて以降、その後2015年、さらに2017年にも改定がなされた。JBICはベトナム当局等に確認して2011年のESIAおよびその許認可の有効性を確認したとしている。そして、2011年のESIAをもってOECDアレンジメントに違反していないとしているが、実際のプロジェクトは、2017年のESIAをもって汚染物質等のシミュレーションや住民協議も行われていることから、2017年のESIAの完成をもってしてOECDアレンジメントとの整合性を確認すべきではないか。財務省の見解はいかがか。

<sup>17</sup><https://www.thejakartapost.com/news/2019/05/22/suspended-cirebon-regent-gets-five-years-has-political-rights-revoked.html>

2. JBIC のガイドラインによれば、同案件が該当する「カテゴリ A（環境への重大で望ましくない影響のある可能性を持つようなプロジェクト）」については、「大規模な非自発的住民移転または大規模な生計手段の喪失が発生する場合」にあたっては、その環境レビューに際し、「借入人等から」JBIC に対し、「住民移転計画（必要に応じ生計回復計画を含む）」の提出が必要とされている。同案件では、97 世帯（379 人）の非自発的住民移転が発生するため、大規模な非自発的住民移転に相当する。JBIC が住民移転計画を入手せずに環境レビューを行ったことは、ガイドライン違反にあたると思われるが、財務省の見解はいかがか。
3. 上述の面談において、JBIC は住民移転計画の未入手の理由として、作成した人民委員会が提供に応じなかったと説明した。また、事業者も入手していない（つまり、事業者からも入手ができない）とも説明した。しかし、質問 2 で挙げたように、JBIC は借入人（同案件においては事業者）に、環境レビュー前に住民移転計画を JBIC に提出することがガイドライン上の要件であることを知らせ、入手していなくてはならない立場にあった。事業者から提出されなかったということは、この立場上の任務遂行が果たされていないということではないか。JBIC を監督する立場にある財務省としての見解を伺いたい。
4. 住民移転計画に加え、さらに、生計回復計画を含む事業者による補完的な文書については、これから作成され JBIC は入手「予定」であるとのことだった。また、移転住民のベースラインデータは政府および事業者が別々に取っているが、JBIC はいずれも入手していないということだった。一方で、数年前からすでに立ち退きは実行に移されており、報道されているように住民の生活に大きな影響が及んでいる。かかる状況の中、JBIC は「環境チェックレポート」【6】で、「本プロジェクトにより社会経済的な影響を受ける住民等への配慮について、対応計画が策定され、適切な措置が講じられている旨、確認されている」としているが、JBIC の手元に必要と思われる基本文書がない。「確認されている」と結論していることは問題ではないか。JBIC による確認はガイドラインの諸要件を充足しないものであると考える。財務省は JBIC の行なった確認が適切に行われたとお考えか。
5. 同案件は 2009 年にベトナム政府により計画承認されたのち、2010 年から 2017 年にかけて住民移転計画が段階的に作成されたと、上述の面談で JBIC は説明した。しかしこの数年間には、移転に関する問題を報じる報道も出ており、また、移転を拒み居住を続ける住民による裁判が係争中である旨を、NGO も指摘していた。このように移転計画がすでに完成しており、さらに JBIC は移転をめぐる問題を認識していながら、住民移転計画を入手していなかったことは、ガイドライン上の違反という観点を除いても、JBIC が「非自発的住民移転および生計手段の喪失」に係る配慮確認と向き合う際の姿勢として、重大な瑕疵があると思われるが、財務省の見解はいかがか。
6. JBIC はガイドラインに示されている通り、住民移転計画を入手し、レビューを再度行うべきである。またレビューが再度行われ結果が出るまで、貸付実行を停止すべきではないか。財務省の見解を伺いたい。

[1] <https://www.jbic.go.jp/ja/information/press/press-2019/0419-012106.html>

[2] <https://www.nexi.go.jp/topics/newsrelease/2019032701.html>



[3] 国際要請「石炭火力発電事業への融資に No ! JBIC は汚染を引き起こす事業から撤退を」

[http://www.mekongwatch.org/PDF/rq\\_20190319\\_V\\_Coal.pdf](http://www.mekongwatch.org/PDF/rq_20190319_V_Coal.pdf)

その他、個別面談等。

[4] <https://vietnamnews.vn/society/273769/resettlement-zone-has-no-good-land.html> など。

[5] 意見書「バンフォン 1 石炭火力発電事業に関する国際協力銀行の環境社会ガイドライン違反について」

[http://mekongwatch.org/PDF/rq\\_20190523\\_JBIC-GL.pdf](http://mekongwatch.org/PDF/rq_20190523_JBIC-GL.pdf)

[6] [https://www.jbic.go.jp/ja/business-areas/environment/projects/pdf/61012\\_47.pdf](https://www.jbic.go.jp/ja/business-areas/environment/projects/pdf/61012_47.pdf)

## 議題 6 : モザンビーク債務問題・ナカラ回廊開発への融資に関する同国小農・市民社会との政策協議（11月21日）のフォローアップ

議題提案者：ATTAC Japan、日本国際ボランティアセンター、アフリカ日本協議会、モザンビーク開発を考える市民の会

### 背景

これまで本定期協議会の場で議論してきた「モザンビーク債務問題」と「ナカラ回廊開発への融資」について、以下の対話の機会を持った。

1. JBIC と NGO の間の「ナカラ鉄道開発の住民への影響に関する協議」（2018 年 8 月 9 日（木）16:00 ~@JBIC）
2. 「モザンビーク 3 カ国民衆会議来日者との政策協議」（2018 年 11 月 21 日@参議院議員会館）

以上の場で、いくつかのフォローアップ事項が出ているため、以下について情報と資料の提供を要請したい。

また、今年 8 月に TICAD（アフリカ開発会議）が予定されているため、それに関連し、以下について情報と資料の提供をお願いしたい。

### 質問

1. JBIC と NGO の間の「ナカラ鉄道開発の住民への影響に関する協議」（2018 年 8 月 9 日）では、以下の点について NGO からの質問と JBIC からの回答があった。これを踏まえて、今回次の 10 点の情報・資料提供を要請する。

- ① 88 か所の説明が、現地ではどういう範囲で共有されているのか。「同じものではないと思うが、情報は公開されていると聞いている」とのことであるが、具体的に教えてほしい。
- ② 「おっしゃるとおり 900km は長い。そのなかで、今 140 か所。現時点で全てのリスクに対応できているわけではないので、こういうご意見をいただきながら、ぜひやっていきたい」とのことであったが、やっているとしたらどういうことをやって行っているのか。

- ③ 「現地の調査では、24 時間昼夜問わず、毎時通るということだが、日に何便が何車両通過するといった統計はあるのか。前回、旅客も週に一度の往来になっていて、それも調べてほしい」と依頼したが、「貨物の頻度は確認する。旅客は、現地のほうで時刻表 HP に公開されているとのことなので、それも確認しておく」とのことだったので、この回答がほしい。
- ④ 「事業者も 100%モニタリングに慣れているわけではないなかで、対応がパーフェクトではないことは確認されている。たとえば、協議会の質問でもあったが、住居の雨漏りや壁のひび割れは改善の必要性、要望が実際に確認された。事業者は自分たちが建設したものの不具合についてはきちんと対応するという。我々が確認したコミュニティでは、長らく要望があったのに対応できていないということは確認できなかったが、そういう要望があったことは確認できた」とのことなので、具体的な対応を知りたい。
- ⑤ 「現地のほうで旅客の本数が減った、またそのために農産物が販売ができないというところに関して、全部ではないが、事業者が収入向上を目的として、生計支援策をやっているところは確認できている」とのことであったが、『『対策をとっている』という、モニタリングした場所をまず具体的にお示しいただきたい』との依頼をした。その回答がほしい。
- ⑥ 「公害、果樹、子どもの勉強、騒音など。リバウエ、マレマの調査で新たな問題が出てきている。大気汚染、騒音については、深刻な問題と思う。これまで対応としてあげられていなかったが」との質問に対し、「それらの点については、事業者からレポートをもらい、確認するというをやっている。大気質、騒音の測定値を確認していて、世銀グループのガイドラインを満たしていると確認している。ただ、果樹や子どもたちへの影響については事業者にも伝えたい」とのことだったので、伝えた結果を知りたい。
- ⑦ 「我々のモニタリングとして、ガイドラインにある通り、国際基準を満たすことが前提となっている。その数値が超過していないかは見ている。その数値で見ると、現状だが基準は満たしている」とのことであったため、NGO 側からは「問題になっていないという箇所と数値」の提出を求めた。その結果、「ガイドラインにおいて、そういうモニタリング結果は、基本的に現地で公表される範囲で公表している。このためガイドライン上で公開を強制はできないが、せっかくこうした対話の機会があるので、情報提供は可能な範囲でやっていければ」とのことだったので、具体的に公表してほしい。
- ⑧ コンサルタントのレポートの公開については、「レポートは事業者の保有物になる。ただ未来永劫公開できないということではない」とのことであった。時間も経過し、モザンビークで情報公開法が成立し、「国民の知る権利」はモザンビークも日本も同様に人権として法制度化されている。今回こそ開示を要請する。
- ⑨ また、「モニタリング内容の提供がどのようにできるか考えたい」とのことだったので、この回答がほしい。
- ⑩ 60 カ所の具体的な内容について、「2018 年を終えたところで、可能な範囲で情報提供したい」とのことだったので、情報を提供してほしい。

2. 政策協議会（2018 年 11 月 21 日@参議院議員会館）での、以下の発言に基づき、情報と資料の提供をお願いしたい。

- ① 「これは三井とバーレの民間プロジェクトであるが、結果を、起きている問題をわれわれが無視してよいというものではない。モニタリングすべきだと考えている。今年（2018年）6月に現地調査に行き、当該の村や村のリーダーたち、住民（三井とバーレから補償金もらって移転した住民なども）にお会いし、皆さんが指摘されたような問題を確認した。そこで、問題の所在を三井とバーレに伝えたところ、両社は問題（住民からクレームが来ていることなど）を確認したので、問題解決のための対応をスピードアップするよう伝えた。両社は対応すると回答した」とのことなので、この対応がどうなったのか教えてほしい。
- ② 「われわれはモニタリングを続ける。コミュニティの状況を理解することは重要だと考えている。われわれは資金提供を承認している。コミュニケーションをとり続けるというプロセスは、今後も続けるつもりだ。new communicationが必要だと思っている」とのことだったので、「新しいコミュニケーション」が具体的に何を指すのか教えてほしい。
- ③ 「IMFから、モザンビーク政府の債務問題について聞いている。ナカラプロジェクトは、三井とバーレの民間プロジェクトであり、われわれはプロジェクトに資金提供している。日本政府はモザンビーク政府への資金提供をストップしている」とのことなので、現在においてもこの状態か教えてほしい。

3. TICAD が今年8月に横浜で開催されるが、モザンビークに対して、政府資金を使った新たな投資や融資案件が予定されているのであれば、具体的に教えてほしい。